

# 第4編 その他災害編

第1編  
総則

第1部

第2編  
震災編

第2部

第3部

第3編  
風水害編

第1部

第2部

第4編  
その他災害編

第1部

第2部

第3部



# 第1部 大規模事故対策

第1編  
総則

第1部

第2編  
震災編

第2部

第3部

第3編  
風水害編

第1部

第2部

第4編  
その他災害編

第1部

第2部

第3部



# 第1章 活動態勢

## 第1節 基本方針

大規模事故災害への対策は、原則として、第1に事故の原因者、第2に消防及び警察が対応にあたる。

ただし、事故災害による被害が甚大な場合、あるいは区民等へ影響が及ぶおそれがある場合は、必要な職員を動員して対応にあたる。

なお、大規模事故災害への対策は、『葛飾区危機管理対策本部等運用基準』の記載に従い、危機管理対策本部体制を持って臨む。

## 第2節 活動態勢

### 1 区の体制

大規模事故災害が発生し、全庁的な対応が必要な場合は、危機管理対策本部体制により対応策を迅速に実施する。

なお、危機管理対策本部の組織及び運営は、災害対策本部の規定を準用する。

### 2 現地連絡調整所

区は状況により、現地連絡調整所を危機管理対策本部の決定により設置する。

都は、大規模事故発生時、現地活動機関からの要請がある場合、又は被害の軽減を図るため、必要があると判断した場合、区と協議のうえ現地連絡調整所を設置する。

区は、現地連絡調整所が設置された場合は、連絡員を派遣する。

第1編  
総則

第1部  
第2部  
第3部

第3編  
風水害編  
第1部  
第2部

第4編  
その他災害編  
第1部  
第2部  
第3部

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 危険物事故の予防対策

区内には、石油、火薬類、高圧ガス等の危険物貯蔵所が存在しており、これらの施設で事故が発生した場合、そこで働く従業員はもとより周辺の住民にも大きな影響が及ぶ。そのため、危険物施設については、防災関係機関が日頃からそれぞれの関係法令等に基づき、規制、指導等を実施し、防災体制の強化を図る。

また、令和元（2019）年8月の大雨における危険物流出事故を踏まえ、浸水想定区域等、ハザード地区における危険物施設での、危険物流出事故を防止する対策を検討するように努める。

#### 1 石油類施設

##### 1-1 保安計画

###### (1) 消防署

消防署は、通常時から危険物流出等の事故原因を究明し、改修指導及び類似事故の発生防止を図ることにより危険物施設の安全性を確保し、大規模事故への進展を防止する。

- ① 危険物流出等の大規模事故が発生した際は、その原因を究明し、類似事故の発生防止のための措置を講じる。
- ② 次の事項について積極的に指導する。
  - ア 危険物事業所の自主保安体制の強化を図り、事故の未然防止と災害発生時の被害の軽減を図るため、大規模危険物施設における防災資器材の備蓄及び訓練の実施並びに危険物事業所間相互の応援組織の育成・充実を推進すること
  - イ 危険物施設の位置、構造等の安全化を図るため、設置許可等にあたって十分な用地を確保させること
- ③ 大規模危険物施設における火災、危険物流出事故等に対処するため、東京消防庁の指導により、東京危険物災害相互応援協議会が設置されており、同協議会傘下の事業所に対し、事業所間における相互応援体制の強化及び防災資器材の整備充実を図るよう引き続き指導する。

(2) 都

都下水道局は、消防法等の法令に基づき、技術上の基準に適合した施設の構築を図るとともに、危険物保安監督者、危険物取扱者等による日常点検及び保安体制を確立し、安全化を図る。

(3) 関東東北産業保安監督部

関東東北産業保安監督部は、自主保安体制を確立させるとともに、関係機関との連絡調整に努め、緊急時における効果的な対策の推進を図る。

## 1-2 規制及び立入検査

消防署は、次のとおり規制及び立入検査を実施する。

(1) 規制

危険物施設については、消防法令に基づき、貯蔵し、または取り扱う危険物の種類・数量及び施設の態様に応じ、位置、構造、設備に関する規制と、危険物の貯蔵・取扱い及び運搬に関する規制を行い、安全化を図る。

また、事故の未然防止と災害対応力の強化等を図るため、自主保安管理等にかかわる指導を推進する。

(2) 立入検査

消防法第4条又は第16条の5の規定に基づき、消防対象物又は危険物貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。

## 2 高圧ガス

### 2-1 保安計画

(1) 都

都環境局は、次の保安対策を実施する。

- ① 関係機関との連絡体制の確立を図り、高圧ガスによる事故の未然防止、事故時における適切な相互応援活動ができるよう地域防災組織の育成指導を行う。

また、事故の拡大防止や防止措置を体得させ保安意識の高揚を図るため、高圧ガス事業所の従業員を対象に防災訓練を実施する。

- ② 災害時の高圧ガス施設からの被害の軽減を図るため、「東京都高圧ガス施設安全基準」により事業所を指導していく。

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 危険物事故の予防対策

#### (2) 警視庁

警視庁は、都、東京消防庁等関係機関と毎年定期的に連絡会議を開催し取締指導方針の統一、情報交換、相互協力を行うとともに、関係団体との連携を密にして防災訓練を推進する。

#### (3) 関東東北産業保安監督部

関東東北産業保安監督部は、関係機関と毎年定期的に連絡会議を開催し、取締指導方針の統一、情報交換、相互協力を行い、状況の変化を把握し万全を期す。

## 2-2 規制及び立入検査

#### (1) 都

都環境局は、災害を未然に防止するため、対象事業所(製造、販売、貯蔵、移動その他の取扱い及び消費)に対する保安検査、立入検査等を行い、法令に定める技術的基準に適合させるよう指導するとともに、自主保安活動の促進を図る。

#### (2) 消防署

消防署は、消防関係法令に基づく立入検査を行う。

#### (3) 関東東北産業保安監督部

関東東北産業保安監督部は、管内の高圧ガス製造事業所等に対し、定期的又は必要に応じ随時に立入検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合するよう、指導あるいは措置命令を行うことにより、災害の予防を図る。

## 3 火薬類施設

### 3-1 保安計画

#### (1) 都

都環境局は、次の保安対策を実施する。

- ① 関係機関と毎年定期的に連絡会議を開催し、取締指導方針の統一、情報交換、相互協力を行い、状況の変化を把握して防災に万全を期す。
- ② 全都道府県の事故通報を業種、原因別に収録し防災対策の資料とする。

#### (2) 警察署

警察署は、施設周辺における住民の避難誘導態勢を確立する。

(3) 関東東北産業保安監督部

関東東北産業保安監督部は、関係機関と毎年定期的に連絡会議を開催し、取締指導方針の統一、情報交換、相互協力を行い、状況の変化を把握して防災に万全を期す。

### 3-2 規制及び立入検査

(1) 都

都環境局は、対象事業所に対する保安検査及び立入検査を行い、法令に定める基準維持又はその後の周囲の状況変化に対応する基準に適合させるよう、指導あるいは措置命令を行う。

(2) 警察署

警察署は、立入検査を実施し、施設、構造、設備等が不適切なものは、都環境局に通報し是正を要請する。

(3) 消防署

消防署は、消防関係法令に基づく立入検査を行う。

(4) 関東東北産業保安監督部

関東東北産業保安監督部は、所管の火薬類製造事業所等に対し、定期的又は必要に応じ随時に立入検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合するよう、指導あるいは措置命令を行うことにより、災害の予防を図る。

## 4 毒・劇物、化学薬品等施設

### 4-1 保安計画

(1) 区

区は、次の保安対策を実施する。

- ① 事故の未然防止を図るため、毒物・劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時における対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。
- ② 毒物、劇物をタンクで貯蔵する施設については、万一、毒物・劇物が飛散漏洩等の事故が発生した場合に備えて、中和剤等の除害薬品等の常備を指導する。
- ③ 届出義務のない「非届出業務上取扱施設」については、実態調査等により引き続きその把握に努める。

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 危険物事故の予防対策

#### (2) 都下水道局

都下水道局は、次の保安対策を実施する。

- ① 水質試験用薬品は、「水質試験に関わる薬品等の管理要領」に基づき、水質試験などを行う各部所において「毒物劇物危害防止管理規定」を作成し、管理している。
- ② 水質試験などを行う各部所において、毒物劇物管理担当者、薬品管理担当者を定め、薬品の購入、保管、在庫管理などを適正に行い、関係諸法規を遵守するとともに、健康被害防止、火災防止に努める。

#### (3) 都教育庁

都教育庁は、危険物の貯蔵は、必要最小限とすることを基本に、取り扱う学校に対して次のように指導を行う。

- ① 保管の安全対策を確立するとともに、取扱責任者を定め、その管理のもとに出し入れすること
- ② 危険物を収納する容器は、落下や転倒により容易に破損しない材質のものを使用すること
- ③ 危険物の保管場所は安全な一定の場所とし、「毒物」「劇物」等の表示をすること
- ④ 危険物収納容器の保管は、転倒・落下防止措置を施した丈夫な戸棚とし、振動等により戸が開くのを防止するための留め金を設けたものとする  
また、戸棚は床又は壁体等に固定すること
- ⑤ 危険物収納容器の密栓、多段積みを避ける等の措置に配慮するとともに、特に混合発火等のおそれがある薬品は別々に保管し、接近して置かないこと  
また、危険性の高い薬品類は戸棚の下段に保管し、必要によっては砂箱内に収納すること  
特に、自然発火のおそれがあるものは、保護液を十分に満たしておくこと
- ⑥ 振動等により破損するおそれがある実験器具等を使用する場合には、危険物の拡散が防止できる措置を講じた場所で行うこと
- ⑦ 使用量、在庫量を常に明らかにしておくとともに、消火器等の消防器具・設備を整備しておくこと
- ⑧ 児童・生徒等に対し緊急時の措置に関する安全教育を徹底すること

#### (4) 警察署

警察署は、次の保安対策を実施する。

- ① 毒物、劇物の保管・貯蔵施設等の実態を把握し、保安管理の指導、避難誘導及び広報活動等の措置方針を策定する。
- ② 職員に対する指導教養を行い、毒物、劇物知識の普及徹底を図る。

## 4-2 規制及び立入規制

### (1) 都

都保健医療局は、毒物及び劇物取締法に基づき、立入検査を実施し、毒物・劇物の適正な管理を指導する。

### (2) 消防署

消防署は、消防関係法令に基づく立入検査を行う。

## 5 放射線等使用施設

現在、国においては、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づき、ラジオアイソトープ(R I)の使用、販売、廃棄等に関し安全体制を整備しており、立入検査の実施により安全確保の強化を図っているほか、平常時はもとより災害時においても監視体制をとるなど各種の安全対策を実施している。

各機関における対応措置は次のとおりである。

### 5-1 保安計画

#### (1) 都保健医療局

都保健医療局は、次の保安対策を実施する。

- ① 都内の病院等における放射性物質については、医療法に基づき病院等の管理者が放射性物質取扱者、責任者に対する教育の徹底、自主的な訓練、汚染水についての検査指導及び拡散防止等に関する計画を定めており、予防対策に万全を期している。
- ② 病院等の放射性物質は、強固な耐火性貯蔵室、貯蔵庫に保管されており、平常時には影響が考えられない。しかし、不確定要素が多分にある災害の場合、容器の破損等により被害が発生することも予想される。
- ③ 都内のラジオアイソトープ(R I)使用病院等で被害が発生した場合、都は、人身への被害を最小限に止めるため、4人を1班とするR I管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定立入禁止、住民の不安の除去等に努める。

#### (2) 都産業労働局

都産業労働局は、次の保安対策を実施する。

- ① 地方独立行政法人東京都立産業技術センターに対し無償貸付している放射線利用施設は、一般建造物の2倍以上の耐震性を有しており、R Iは、耐火・耐震構造の貯蔵庫に保管し、安全性の確保に万全を期している。

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 危険物事故の予防対策

② 敷地内建物間、境界線とのスペースも考慮し、隣接地との安全性に留意している。

#### (3) 警察署

警察署は、次の保安対策を実施する。

① 保管施設の実態を把握するとともに、関係機関、団体との協力体制を確立する。

② 施設周辺における避難誘導態勢を確立する。

#### (4) 都関係部局

都は、R Iによる環境汚染を伴う被曝及び医療・職業上の放射線障害に関する対策を検討するため、R I対策会議を設置し、監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行い、必要に応じ国の関係省庁に監視指導體制の強化を要望するとともに、関係各局がそれぞれのR I対策を推進することとしている。

#### (5) 日赤東京都支部

日赤東京都支部は、支部所管施設の放射線取扱主任者が中心となり、平素から関係法令による管理を徹底するほか、災害時には各施設の主任者が責任をもって適切な措置を講じる。

## 5-2 規制及び立入検査

#### (1) 都

都保健医療局は、医療法に基づき立入検査を年1回実施し、R Iの取扱いについて指導を行う。

#### (2) 消防署

消防署は、消防関係法令に基づく立入検査を行う。

## 6 都市ガス施設

### 6-1 保安計画

東京ガスネットワーク（株）は、次の対策を実施している。

#### (1) ガスホルダー

① 施設は、ガス事業法等に基づき設計、制作し、安全化を図っている。

② 付帯設備として、緊急遮断弁、安全弁、放散塔、防・消火設備等を設置し二次災害の防止に努めている。

③ 施設は、ガス事業法等に基づき定期的な巡視、点検、検査を実施し、施設の維持管理に努めている。

(2) ガス導管

- ① ガス導管は、ガス事業法、道路法等の諸法規に準拠し、設計施工している。
- ② ガス導管は、緊急遮断のためまたは供給上の必要により、遮断弁を設置している。
- ③ ガス施設及びガス供給上の事故に対処するため、緊急要員及び緊急車両を待機させ、事故の処置及び消防、警察、関係機関への連絡体制を整えている。

6-2 規制及び立入検査

(1) 消防署

消防署は、消防関係法令に基づく立入検査を行う。

(2) 関東東北産業保安監督部

関東東北産業保安監督部は、所管の事業所等に対し、必要に応じ調査、立入検査を行い法令に定める技術上の基準に適合するよう、指導を行うことにより、災害の予防を図る。

7 危険物等の輸送

石油類、高圧ガスを大量に輸送する車両については、転倒・転落防止義務、警戒標識等の設置義務、消火器の携行義務など種々の規制が行われている。今後も、関東東北産業保安監督部、東京消防庁、警視庁、都等の関係機関は、路上取締りを毎年定期的を実施するとともに、危険物積載車両に対し常置場所における立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。

また、輸送車両の事故を想定した訓練を実施し、保安意識の高揚に努める。

(1) 区

区は、次の対策を実施する。

- ① 要届出毒物劇物運送事業者の所有する毒物劇物運搬車両に対する指導取締りを行う。
- ② 毒物劇物運搬車両の集積場所での監視を行い、法令基準に適合するよう指導取締りを行う。

(毒物及び劇物取締法)

- ③ 関係機関との連絡通報体制を確立する。

(2) 都

都保健医療局は、次の対策を実施する。

- ① 毒物劇物運搬車両の路上点検での監視を行い、法令基準に適合するよう指導取締りを行う。

(毒物及び劇物取締法)

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 危険物事故の予防対策

② 関係機関との連絡通報体制を確立する。

#### (3) 警察署

警察署は、次の対策を実施する。

① 危険物等運搬車両の路上点検を行い、指導取締りを推進する。

② 関係機関との連絡通報体制を確立する。

#### (4) 消防署・東京消防庁

##### ① 立入検査

消防署は、走行中及び常置場所のタンクローリーについて、第1節の1-2による立入検査を行う。

##### ② 指導方針

東京消防庁は、石油元売各社に対し、下記事項について指導する。

ア 危険物輸送の動態に対応した輸送手段についての保安基準の遵守

イ 種類別の危険度を考慮した輸送手段についての保安基準の遵守

ウ 安全度の高い輸送手段への移行

#### (5) 関東東北産業保安監督部

関東東北産業保安監督部は、高圧ガス運送上の災害に対処するため、関係機関との連携を図り自主的な災害予防対策を確立するとともに、災害時の連絡通報、応急措置等の訓練を推進する。

#### (6) 関東運輸局

関東運輸局は、危険物輸送車両等の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。

① 災害発生時の緊急連絡設備の整備

② 災害発生時の危険物輸送列車、車両及び船舶の停止。停泊場所は、できるだけ橋梁、ずい道、ふくそうする航路等の危険箇所を避けるよう対策を講ずる。

③ 輸送担当者に災害時の連絡通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。

#### (7) 日本貨物鉄道（株）

日本貨物鉄道（株）は、石油類等の危険物輸送に関し、次により災害防止を行う。

① 鉄道タンク車（私有車含む）については、タンク車設計基準により安全性に万全を期すとともに、検査体制を強化し、私有タンク車については、当該所有者に対し安全性に関する指導を行う。

② 石油等の危険物の取扱い、輸送については、JR貨物運転規則貨物輸送手続、貨物輸送約款の規制によるほか、消防法の趣旨に従い、安全性確保について細心の注意を払い災害の防止に努める。

第2章 災害予防計画  
第1節 危険物事故の予防対策

- ③ 火薬類、高圧ガス、放射性物質、毒物及び劇物等の危険物の輸送については、火薬類取締法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、貨物輸送手続、貨物輸送約款、営業処理手続（規定放射性物質車両運搬規則等）により、安全輸送や取扱い等にあたり、災害防止を行う。
- ④ 部外関係機関、関連会社等における応急処理能力の把握に努め、緊急時の協力体制、応急処理体制の確立を図る。
- ⑤ 災害時の万全を期するため、社員に対し、危険物の特性、人体に対する有害の程度、事故時の処理方法、消火方法、部内外に対する連絡方法、タンク車の構造等について教育指導にあたるとともに、年1～2回以上次により訓練を実施する。
  - ア 火災予防月間における火災訓練、避難誘導訓練
  - イ 危険物積載タンク車等の事故時の連絡及び脱線事故復旧訓練
  - ウ 防災関係機関主催の防災訓練への参加

第1編 総則

第1部

第2部  
第2編 震災編

第3部

第1部  
第3編 風水害編

第2部

第1部  
第4編 その他災害編

第2部

第3部

## 第2節 大規模事故の予防対策

### 1 航空機事故予防対策

航空機による墜落・衝突事故等を防止するため、関係機関は次の保安対策を講ずる。

#### 1-1 都

都港湾局は、次の保安対策を実施する。

- (1) ヘリポート内における航空機の安全な運航を確保するため、ヘリポート施設（滑走路、エプロン及び保安施設等）の維持管理を行う。
- (2) 空港内における航空機の安全な運航を確保するため、飛行場施設（滑走路、エプロン及び保安施設等）の維持管理を行う。

#### 1-2 国土交通省東京航空局東京空港事務所

国土交通省東京航空局東京空港事務所は、次の保安対策を実施する。

- (1) 空港内における航空機の安全な運行を確保するため、飛行場施設(滑走路、エプロン及び保安施設等)の維持管理を行う。
- (2) 空港に離発着する航空機及びその周辺空域を航行する航空機の安全と円滑な運行を確保するため、必要な措置を講ずる。

### 2 鉄道事故予防対策

列車の衝突、脱線等の鉄道事故を防止し、人命の安全及び輸送の確保を図るため関係機関は次の安全対策を行う。

#### 2-1 東日本旅客鉄道（株）・日本貨物鉄道（株）

東日本旅客鉄道（株）及び日本貨物鉄道（株）は、事故災害を予防し、人命の安全、輸送を確保するため、下記のとおり車両の安全や地上施設の改良整備の推進を図るとともに、列車を安全運行できるよう列車の運行にかかわる人員に対して、継続的な安全教育を実施する。

- (1) 車両や線路などの検査基準及び関係法令等に基づく定期または随時保守点検を実施する。
- (2) 橋りょうや停車場、建物なども保守点検を継続的に実施すると共に、耐震性の確保を図る。

- (3) 信号装置、連動装置、転てつ装置、自動列車停止装置、放送装置、消火設備等の保安設備の整備及び改良を推進する。

## 2-2 京成電鉄（株）

京成電鉄（株）は、鉄道事業設備投資計画に基づき、踏切道の立体化工事、施設の新設・改良を推進し、交通施設の保安度の向上に努め、人命の保護と輸送の安全を図る。

### (1) 列車運行管理システム（TTC）

運輸指令室に運行表示盤を設け、列車または車両の運行を把握すると共に、連動装置を設備した駅の列車または車両の進路をあらかじめ入力した計画ダイヤにより制御する。

### (2) 列車無線装置

運輸指令と列車乗務員間で運転業務に関する通報を行うとき、又は非常発報を行う時に使用する。

- ① 全列車への一斉通報・・・運輸指令室から全列車乗務員
- ② 特定列車との通話・・・運輸指令室と列車乗務員間
- ③ 発報信号

乗務員は、事故その他の事由により列車が隣接路線を使用したとき、また事故発生るとき直ちに非常発報ボタンを押し、前後1km範囲を走行中の他の列車に緊急停止を通報する。

### (3) 自動列車停止装置（C-A-T-S）

列車が制限速度を超えて信号機を通過したり、終端駅に進入した場合、自動的に減速又は停止させ安全確保を図る。

### (4) 踏切保安装置

踏切道に踏切警報機・自動遮断機を設置すると共に、支障報知装置、自動障害物検知装置を設置し、踏切内の異常を乗務員に知らせ踏切事故防止を図る。

### (5) 建造物及び工作物

検査については検査心得に基づき、項目別に年1回実施し、その結果をもとに必要な補修、改良等を実施する。

### 2-3 北総鉄道（株）

北総鉄道（株）は、鉄道輸送における安全の確保を図るため、下記の運転保安設備等により、事故の未然防止に努めている。

- (1) 運行管理システム（HTC）
- (2) 列車無線装置
- (3) 列車自動停止装

## 3 道路・橋梁災害予防対策

人命の安全及び輸送の確保を図るため、関係各機関は、次の安全対策を行う。また、道路管理者、交通管理者一体となった交通安全対策を推進する。

### 3-1 国土交通省関東地方整備局東京国道事務所・首都国道事務所

国土交通省関東地方整備局東京国道事務所・首都国道事務所は、所管する道路について、安全確保のため、次の措置を講ずる。

- (1) 定期的な安全点検の実施
- (2) 応急・復旧措置訓練
- (3) 関係機関との緊密な情報連絡体制の確保
- (4) 事故多発箇所の施設改善

### 3-2 首都高速道路（株）

首都高速道路（株）は、防災業務計画に基づき、未然に災害を防止し、又は被害を最小限にとどめるため、平常時から路面状況や道路施設等のきめ細かな点検と補修を行う。また、事故多発地点を中心に文字情報板等による注意喚起や事故の原因に基づく交通安全対策を行う。さらに関係機関と協力して取締り・啓発活動を行う。

### 3-3 都

都建設局は、所管する道路について、大規模事故の発生を未然に防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 定期的な安全点検の実施及び適切な措置
- (2) 事故多発箇所の施設改善

また、万一、大規模事故が発生した場合においても、被害を最小限にするため、次の措置を講ずる。

- (1) 応急措置訓練の実施
- (2) 関係機関との緊密な情報連絡体制の確保

### 3-4 警視庁

警視庁は、次の対策を実施する。

- (1) 事故多発箇所における表示板等の設置
- (2) 交通安全指導の徹底

### 3-5 区

区は、所管する道路について、安全点検や補修、改修を行うなど平常時から道路の安全確保に努める。

第1編  
総則

第1部

第2編  
震災編

第2部

第3部

第3編  
風水害編

第1部

第2部

第4編  
その他災害編

第1部

第2部

第3部

# 第3章 危険物事故の応急対策

## 第1節 石油類等危険物貯蔵施設等の応急活動

### 1 事業者の対応

各危険物等施設の事業者は、事故が発生した場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施して被害の拡大を防止する。

### 2 関係機関の対応

#### 2-1 消防署

消防署は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

また、これらの施設に対する災害応急対策は、震災編第1部第4章「広域的な視点からの応急対応力の強化」に定めるところにより対処する。

- (1) 危険物の流出、あるいは爆発等のおそれがある作業や移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- (2) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンクの破壊等による流出、異常反応、広域拡散等の防止措置と応急対策
- (3) 災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定
- (4) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員や周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動
- (5) 消防隊が行う警戒区域設定に対する協力体制の構築

## 2-2 警察署

警察署は、次の応急活動を行う。

- (1) 危険物等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
- (2) 区長が避難の指示をすることができないと認めたとき、又は区長から要求があったときは、避難の指示を行う。
- (3) 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- (4) 避難路の確保及び避難誘導を行う。

## 2-3 区

区は、事故の情報を収集し、必要に応じ次の措置を行う。

- |            |              |
|------------|--------------|
| (1) 避難の指示  | (2) 避難誘導     |
| (3) 避難所の開設 | (4) 避難者の保護   |
| (5) 情報提供   | (6) 関係機関との連絡 |

# 第2節 高圧ガス施設の応急活動

## 1 事業者の対応

高圧ガス施設の事業者は、事故が発生した場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施して被害の拡大を防止する。

## 2 関係機関の対応

### 2-1 消防署

消防署は、次の応急活動を行う。

- (1) ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは、避難指示を行う。
- (2) 災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。
- (3) 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。

また、これらの施設に対する災害応急対策は、震災編第1部第4章「広域的な視点からの応急対応力の強化」に定めるところにより対処する。

第1編  
総則

第1部  
第2編  
震災編  
第2部

第3部

第1部  
第3編  
風水害編  
第2部

第1部  
第4編  
その他災害編  
第2部  
第3部

## 2-2 警察署

警察署は、次の応急活動を行う。

- (1) ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
- (2) 区長が避難の指示をすることができないとき、又は区長から要求があったときは、避難の指示を行う。
- (3) 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- (4) 避難路の確保及び避難誘導を行う。

## 2-3 都

### (1) 事故時における措置

都環境局は、災害が拡大するおそれがある場合、東京都高圧ガス地域防災協議会がガスの種別により指定した防災事業所に対して出動を要請し、災害の拡大防止等を指示する。

### (2) 事故時の緊急出動体制

高圧ガスの事故時には、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定する防災事業所と部会ごとにおく準防災事業所が対応する体制を整えている。

防災事業所は、高圧ガスの移動や事業所等における事故に対し出動要請があった場合に応援出動することを任務とし、準防災事業所は、移動時に係る事故を除き、防災事業所と同様の任務を負っている。

## 2-4 区

区は、事故の情報を収集し、必要に応じ次の措置を行う。

- |            |              |
|------------|--------------|
| (1) 避難の指示  | (2) 避難誘導     |
| (3) 避難所の開設 | (4) 避難者の保護   |
| (5) 情報提供   | (6) 関係機関との連絡 |

# 第3節 火薬類保管施設の応急活動

## 1 事業所の対応

火薬類保管施設の事業者は、事故が発生した場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施して被害の拡大を防止する。

## 2 関係機関の対応

### 2-1 都

都環境局は、被害が拡大するおそれがある施設を対象に、緊急時における管理上の指揮命令を発する。

- (1) 関係機関には状況に応じた緊急措置等を連絡する。
- (2) 事業所には十分な水を確保するよう指導し、水バケツ等の消火施設の強化を指示する。

### 2-2 関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類製造事業所等の施設等が、災害の発生により危険な状態となった場合、又は危険が予想される場合は、十分な監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは法令の定めるところにより、緊急措置命令を行う。
- (2) 作業現場に未使用の状態で滞留している火薬類について、緊急の場合は自主的保安管理体制の下に直ちに担当の監督者に回収させ、火薬庫に返納する等の措置をとらせるとともに、迅速に実情を把握し、適切な指示・命令等が発する。

### 2-3 区

区は、事故の情報を収集し、必要に応じ次の措置を行う。

- |            |              |
|------------|--------------|
| (1) 避難の指示  | (2) 避難誘導     |
| (3) 避難所の開設 | (4) 避難者の保護   |
| (5) 情報提供   | (6) 関係機関との連絡 |

## 第4節 毒物・劇物取扱施設の応急活動

### 1 事業所の対応

毒物・劇物取扱施設の事業者は、事故が発生した場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施して被害の拡大を防止する。

区立小・中学校で事故が発生した場合は、消防署等の関係機関の他、教育委員会及び保健所に連絡するとともに、児童、生徒等の避難誘導、二次災害の拡大防止に努める。

## 2 関係機関の対応

### 2-1 消防署

消防署は、次の応急活動を行う。

- (1) 有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の勧告又は指示を行う。
- (2) 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。
- (3) 関係機関との情報連絡を行う。

また、これらの施設に対する災害応急対策は、震災編第1部第4章「広域的な視点からの応急対応力の強化」に定めるところにより対処する。

### 2-2 警察署

警察署は、次の応急活動を行う。

- (1) 毒物・劇物の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
- (2) 区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は区長から要求があったときは、避難の指示を行う。
- (3) 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- (4) 避難路の確保及び避難誘導を行う。

### 2-3 都の対応

都保健医療局は、関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集伝達に努める。

なお、教育施設に関しては、都教育庁が事前に定めた対策に基づき行動するよう指導する。

### 2-4 区の対応

区は、次の応急活動を行う。

- (1) 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講じるよう指示する。
- (2) 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。

また、事故の情報を収集し、必要に応じ次の措置を行う。

- |            |              |
|------------|--------------|
| (3) 避難の指示  | (4) 避難誘導     |
| (5) 避難所の開設 | (6) 避難者の保護   |
| (7) 情報提供   | (8) 関係機関との連絡 |

## 第5節 放射線等使用施設の応急活動

### 1 放射線等使用施設の応急対策

放射性同位元素使用者等は、事故等により、ラジオアイソトープ(R I)又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生、又は発生する可能性がある場合は、「放射性同位元素等の規制に関する法律」の基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告を行う。

放射性同位元素を使用する病院又は診療所の管理者は、事故等により放射線障害が発生、又は発生する可能性がある場合は直ちにその旨を保健所、警察署、消防署その他関係機関に通報すると共に、放射線障害の防止に努める。

### 2 関係機関の対応

#### 2-1 消防署

消防署は、R Iの露出、流出による人命危機の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう取扱者を指導する。

- (1) 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置
- (2) 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置

また、これらの施設に対する災害応急対策は、震災編第1部第4章「広域的な視点からの応急対応力の強化」に定めるところにより対処する。

## 2-2 警察署

警察署は、次の応急活動を行う。

- (1) R Iに関する事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
- (2) 区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は区長から要求があったときは、避難の指示を行う。
- (3) 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- (4) 避難路の確保及び避難誘導を行う。

## 2-3 都

R I使用病院での被害が発生した場合、その被害を的確に把握し、住民に対する被害を最小限にとどめるため、4人を1班とするR I管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止措置、住民の不安の除去等に努める。

## 2-4 区

区は、事故の情報を収集し、必要に応じ次の措置を行う。

- |            |              |
|------------|--------------|
| (1) 避難の指示  | (2) 避難誘導     |
| (3) 避難所の開設 | (4) 避難者の保護   |
| (5) 情報提供   | (6) 関係機関との連絡 |

# 第6節 危険物輸送車両の応急活動

## 1 高圧ガス等輸送車両の応急対策

### 1-1 都

都環境局は、一般高圧ガス及び液化石油ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、これら高圧ガスを輸送する者に対して、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。

## 1-2 消防署

消防署は、次の応急活動を行う。

- (1) 交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
- (2) 事故に対する災害応急対策は、震災編第1部第4章「広域的な視点からの応急対応力の強化」に定めるところにより対処する。

## 1-3 警察署

警察署は、次の応急活動を行う。

- (1) 施設管理者に対し、保安施設、応急資器材を整備充実させ、効果的な活動を推進する。
- (2) 移動可能なものは、周囲の状況によりあらかじめ安全な場所へ移動させる。
- (3) 輸送中の車両については、安全な場所に誘導して退避させる。

## 1-4 日本貨物鉄道（株）

危険物積載タンク車等の火災、漏えい等の事故が発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、日本貨物鉄道事故発生時緊急連絡要領、化成品積タンク車応急処置要領に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講じるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。

## 1-5 区

区は、事故の情報を収集し、必要に応じ次の措置を行う。

- |            |              |
|------------|--------------|
| (1) 避難の指示  | (2) 避難誘導     |
| (3) 避難所の開設 | (4) 避難者の保護   |
| (5) 情報提供   | (6) 関係機関との連絡 |

## 2 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

### 2-1 国の対応

#### (1) 放射性物質輸送事故対策会議の開催

核燃料物質等の輸送中に事故が発生した場合、速やかに関係省庁による「放射性物質輸送事故対策会議」を開催し、次の事項に関し、連絡・調整を行う。

なお、会議の庶務は、事故を所管する省庁において行うものとする。

- ① 事故情報の収集、整理及び分析
- ② 関係省庁の講ずべき措置
- ③ 係官及び専門家の現地派遣
- ④ 対外発表
- ⑤ その他必要な事項

#### (2) 派遣係官及び専門家の対応

関係省庁は、核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、現地に係官及び専門家を派遣する。係官は、事故の状況把握に努め、警察官、海上保安官又は消防吏員に対する助言を行うとともに関係省庁との連絡を密にしつつ、事業者等に対する指示等必要な措置を実施する。専門家は、関係省庁の求めに応じて、必要な助言を行う。

### 2-2 警察署

事故の通報を受けた最寄りの警察署は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、原子力事業者等その他の関係機関と協力して、人命救助、交通規制等必要な措置を実施する。

### 2-3 消防署

事故の通報を受けた東京消防庁は、直ちにその旨を都総務局総合防災部等に通報する。

消防署は、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

### 2-4 都

事故の通報を受けた都総務局は、都の窓口として、直ちに区をはじめ関係機関に連絡するとともに、国と連携をとり、専門家の派遣要請など必要な措置を講じる。

## 2-5 区

区は、事故の情報を収集し、必要に応じ次の措置を行う。

- |                  |              |
|------------------|--------------|
| (1) 避難の指示        | (2) 避難誘導     |
| (3) 避難所（待避施設）の開設 | (4) 避難者の保護   |
| (5) 情報提供         | (6) 関係機関との連絡 |
| (7) モニタリング       | (8) 健康被害等の調査 |

なお、放射性物質への対策は、震災編第1部第10章「放射性物質対策」に準拠する。

第1編  
総則

第1部  
第2編  
震災編  
第2部  
第3部

第1部  
第3編  
風水害編  
第2部

第1部  
第4編  
その他災害編  
第2部  
第3部

# 第4章 大規模事故の応急対策

## 第1節 航空機事故

### 1 東京消防庁の対応

#### 1-1 活動体制

(1) 東京国際空港内の事故の場合

東京消防庁の航空機火災出場計画により対応する。

(2) 東京国際空港外（市街地等）の事故の場合

東京消防庁の大規模火災出場計画、危険物火災出場計画、救急特別出場計画等により対応する。

#### 1-2 活動の協定及び計画

(1) 東京国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定に基づき、消防署は、消火救難活動を実施する。（東京空港事務所との協定）

(2) 東京国際空港救急医療緊急計画に基づき、空港内の救急活動を実施する。

### 2 都及び関係機関の対応

#### 2-1 緊急連絡通報

航空事故緊急連絡者は、次に掲げる事項について連絡を行う。

(1) 事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）

(2) 事故発生の日時、場所

(3) 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無

(4) その他必要事項

## 2-2 現地連絡所等の設置

- (1) 航空事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により「現地連絡所等」を設置したときは、相互に緊密な連絡に努める。
- (2) 米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が、設置する現地連絡所にあつては、事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。
- (3) この場合において、他の関係機関は可能な限りこれに協力する。

## 3 区の対応

区は、消防署、警察署等と連携して、必要に応じ次の措置を行う。

- |                      |              |
|----------------------|--------------|
| (1) 情報の収集、関係機関との連絡調整 | (2) 応急医療救護   |
| (3) 遺体の収容            | (4) 広報活動     |
| (5) 防疫・清掃            | (6) 避難の指示    |
| (7) 避難所の開設           | (8) 被災者等への支援 |

## 第2節 鉄道事故

### 1 鉄道事業者の対応

#### 1-1 東日本旅客鉄道（株）、日本貨物鉄道（株）

事故等の発生に敏速かつ適切に対処するため、次の事項について、あらかじめ計画し訓練を実施するなど、常に復旧体制を整備していく。

- (1) 応急処置方法
- (2) 情報の伝達方法
- (3) 事故復旧対策本部の設置方法
- (4) 非常招集の方法
- (5) 救援列車の配備、復旧用具の整備及び使用方法

第1編  
総則

第1部

第2編  
震災編

第2部

第3部

第3編  
風水害編

第1部

第2部

第4編  
その他災害編

第1部

第2部

第3部

### 1-2 京成電鉄（株）

非常災害に際しては、人命尊重、安全確保を第一とし、被害を最小限に止め、早期復旧に務め、輸送の確保を図る。

また、各職場においては、平素から事故発生時の旅客及び列車運転の取扱い方について関係者に周知徹底させるとともに、行政機関諸団体との協力計画を推進する。

#### (1) 事故時の活動組織

大規模な事故が発生した場合、被害の軽減、早期の復旧及び救護を図るため、災害対策規則に基づき本社に事故対策本部を、現地に現地対策本部を設置する。

また、各部署は対策本部が設置された場合、事故及び災害対策内規により、各担当任務にあたる。

#### (2) 事故時の応急態勢

大規模な事故が発生した場合は、直ちに災害対策規則並びに事故及び災害対策内規に基づき、状況に応じて通信連絡、異常時運転態勢、救急救護、避難誘導、広報、被害状況の把握及び防災諸機関への応援要請並びに迅速な復旧態勢をとる。

### 1-3 北総鉄道（株）

事故が発生した場合は、災害対策本部を設置して対策要員を非常招集し、迅速な措置を講じて早期復旧に努める。

## 2 消防の対応

消防署は、事故の状況に応じて東京DMA Tを要請するなど、関係機関と連携し、救出救助活動及び救急活動を行う。

## 3 警察の対応

警察署は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、消防署その他の関係機関と協力して、救助、交通規制等必要な措置を実施する。

## 4 区の対応

区は、消防署、警察署等と連携して、必要に応じ次の措置を行う。

- (1) 情報の収集、関係機関との連絡調整
- (2) 応急医療救護
- (3) 遺体の収容
- (4) 広報活動
- (5) 乗客等への支援

## 第3節 道路・橋梁事故

### 1 道路管理者の対応

#### 1-1 国土交通省関東地方整備局東京国道事務所・首都国道事務所

東京国道事務所・首都国道事務所が所管する道路に関する大規模事故が発生した場合、又は発生が予想される場合、被害を最小限にし、輸送の確保を図るため、次の措置を講じる。

- (1) 関係機関への連絡
- (2) 応急措置・復旧体制の確保
- (3) 応急・復旧措置の実施

また、事故状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。

#### 1-2 首都高速道路（株）

大規模事故が発生した場合又は発生が予想される場合、防災業務計画に基づき災害応急対策を実施するとともに、関係機関等と情報交換を行うものとする。

#### 1-3 都

都建設局が所管する道路において、大規模な事故が発生した場合、被害を最小限にし、できるだけ速やかに交通確保を図るため、次の措置を講じる。

- (1) 関係機関への連絡、調整
- (2) 応急措置の実施
- (3) 被災した施設の安全点検及び応急復旧の実施

第1編  
総則

第1部  
第2編 震災編  
第2部  
第3部

第1部  
第3編 風水害編  
第2部

第1部  
第4編 その他災害編  
第2部  
第3部

## 2 消防の対応

消防署は、事故の状況に応じて東京DMA Tを要請するなど、関係機関と連携し、救出救助活動及び救急活動を行う。

## 3 警察の対応

事故を認知した場合、要救助者の救出救助及び避難誘導、周辺道路の交通規制等を実施し、被害の拡大防止等に努める。

## 4 区の対応

所管する道路で大規模事故が発生した場合は、被害を最小限にし、交通を確保するため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。また、事故状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。

また、事故に伴う火災延焼等が発生した場合は、消防署、警察署等と連携して、必要に応じ次の措置を行う。

- |                      |            |
|----------------------|------------|
| (1) 情報の収集、関係機関との連絡調整 | (2) 避難の指示  |
| (3) 避難誘導             | (4) 避難所の開設 |

# 第4節 ガス事故

## 1 東京ガス(株)の対応

### 1-1 通報連絡等

通報の責任者は、当該工事現場の現場責任者とし、事故の内容に応じてガスライト24、支店及び警察、消防、道路管理者並びに沿道住民等に連絡する。連絡の内容は、事故の状況・発生場所その他必要事項とする。

### 1-2 非常災害対策組織

ガス導管等の事故発生時の態勢は、あらかじめ定められた非常災害対策組織による。

なお、ガス導管等の緊急事故に対しては、初動措置を迅速かつ的確に実施し、二次災害の防止に対処するため、ガスライト24では、24時間緊急出動体制を確立している。

### 1-3 事故時の応急措置

- (1) 消防署又は、警察署と密接な連携を保ちつつ、現場の状況に応じて次の措置をとる。
- ① 人身事故が発生したときは、直ちに医師又は消防署に連絡し、適切な措置をとる。
  - ② ガス漏えい箇所付近では火気の使用を禁止し、関係者以外の者が立ち入らないような措置をとる。
  - ③ 状況に応じ、メーターガス栓、遮断装置等によりガスの供給を遮断する。
  - ④ 状況に応じ、マンホール開放を行った場合は、通行者等に対する安全誘導を行う。
  - ⑤ 状況に応じ、個別訪問、拡声器等により付近住民等に対する広報活動を行う。
- (2) 事故の状況に応じ、応援の依頼又は特別出動の要請を行う。
- (3) 復旧のための調査、連絡、修理等を行う。

## 2 消防の対応

消防署は、事故の状況に応じて東京DMA Tを要請するなど、関係機関と連携し、救出救助活動及び救急活動を行う。

## 3 警察の対応

警察署は、次の応急活動を行う。

- (1) ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
- (2) 区長が避難の指示をすることができないと認めたととき、又は区長から要求があったときは、避難の指示を行う。
- (3) 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- (4) 避難路の確保及び避難誘導を行う。

## 4 区の対応

事故に伴う火災延焼等が発生した場合は、消防署、警察署等と連携して、必要に応じ次の措置を行う。

- |                      |            |
|----------------------|------------|
| (1) 情報の収集、関係機関との連絡調整 | (2) 避難の指示  |
| (3) 避難誘導             | (4) 避難所の開設 |

第1編  
総則

第1部  
第2編  
震災編  
第2部

第3部

第1部  
第3編  
風水害編  
第2部

第1部  
第4編  
その他災害編  
第2部  
第3部

## 第5節 NBC災害

核物質、生物剤、化学剤による人身被害の発生、又は発生のおそれがある場合を想定する。

また、発生した事案がテロ等によるもので、政府による事態認定が行われた場合は国民保護法に基づく対応となるが、事態認定に至るまでの初動及び事態認定に至らないようなテロ等による事案を想定する。

なお、いわゆるCBRNE災害又はこれが疑われる事案も対象とする。この際、CBRNE災害はテロによるものだけではなく、平常時の事故を含むことも留意する。

※事態認定とは、政府が定める対処基本方針又は緊急対処事態対処方針の中で、武力攻撃やテロなどの事案を、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は緊急対処事態として認定すること。

※CBRNE災害とは、Chemical（化学剤）、Biological（生物剤）、Nuclear・Radiological（核・放射性物質）、Explosive（爆発物）に起因する災害のこと。

NBC災害等の被害を最小限にとどめるためには、各関係機関が連携し、緊急事態に迅速かつ一貫して対処することが重要となる。

警視庁及び東京消防庁では、化学防護部隊（警視庁）及びNBCテロ捜査隊（警視庁）、特殊災害に対応する消防救助機動部隊及び化学機動中隊（東京消防庁）を配備している。都保健医療局ではNBC災害に対し、傷病者の適切な治療の実施と医療施設での二次災害を予防するため、医療機関に除染設備等を整備している。都総務局では、地域関係機関との連絡会を設置するなど初動連絡体制を確保している。

なお、NBC災害のうち、NBCテロに対しては、区では『葛飾区国民保護計画〔改定版〕』に基づいて対応する。

第1編  
総則

第1部

第2部

第3部

第1部

第2部

第1部

第2部

第3部

第4編  
その他災害編

## 第2部 雪害対策



# 第1章 情報の収集・伝達

## 第1節 降雪に関する情報の収集

区は、気象庁が発表する降雪に関する気象情報を収集する。

### ■気象庁が発表する降雪に関する情報

種類		発表基準
注意報	大雪注意報	12時間降雪の深さが5cm
	風雪注意報	平均風速が13m/sで雪を伴う
	着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が-2℃～2℃の時
警報	大雪警報	12時間降雪の深さが10cm
	暴風雪警報	平均風速が25m/sで雪を伴う
特別警報	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

## 第2節 注意喚起の広報

区は、積雪が予想される場合は、広報車、区公式ホームページ・区公式ツイッター・区公式フェイスブック・区防災行政無線確認用アプリ、葛飾安全・安心情報メール等により、降雪や積雪の予想、積雪への備え、外出の抑制等に関する注意喚起の広報を行う。

## 第3節 生活情報の広報

区は、降雪の状況に応じて、交通機関の運行、交通規制、区・都の住民サービス等の生活支援情報を収集し、広報を行う。広報手段は、注意喚起の広報と同様とする。

## 第2章 区の態勢と除雪作業

区は、歩行者及び車両の安全通行の確保のために、積雪状況の巡視監視及び除雪作業、施設の安全確認等を実施する。

### 第1節 配備態勢

区は、降雪の状況に応じて、次の配備態勢をとり、雪害対策に備える。

#### ■ 配備態勢

態勢	基準
情報連絡態勢	退庁後に大雪注意報が発令され、積雪が5 cm以上の恐れがあるとき又は都市整備部長が必要と認めた場合は、除雪作業を円滑かつ確実に準備するために配置 【要員】都市整備部から概ね5名
応急警戒巡視態勢	積雪10 cm以上が見込まれ、指定地域の一部が雪害対策を実施する必要があると都市整備部長が認めた場合に設置 【要員】施設部、都市整備部から約40名 ※道路補修課、公園課、施設維持課から約30名
雪害対策本部	積雪が概ね10 cm以上となったとき、及び雪害対策上必要になった場合に設置 【要員】施設部、都市整備部から約330名

### 第2節 除雪作業

区は、安全な通行の確保のため、雪害指定地域を設け、気象状況に応じて除雪、倒木等の除去、融雪剤、砂の散布を実施する。対策の実施は、別に定める「葛飾区雪害対策計画書」によるものとする。なお、区施設については、所管する各部で対応する。

#### 1 除雪重点区域

- (1) 主要駅前の駅前広場及び周辺の歩道、横断歩道等のうち、特に歩行者が多く、円滑な歩行の確保が求められ、除雪を必要とする場所
- (2) 区道の路線のうち橋梁部分及びその接続道路、主要河川の堤防取り付け道路及びそれに接続する坂路で、凍結やスリップ等の危険を防止するために除雪を必要とする区間

## 2 巡視路線

バス路線その他公共交通用に供されている区道の区間のうち、バス等の車両の円滑な運行を確保するために除雪を必要とする場所

第1編  
総則

第1部  
第2編  
震災編  
第2部  
第3部

第1部  
第3編  
風水害編  
第2部

第1部  
第4編  
その他災害編  
第2部  
第3部

## 第3章 車両の移動

道路管理者は、道路における車両等が緊急車両の通行の妨害となり、災害緊急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ緊急の必要がある場合は、その管理する道路について区間を指定して、車両の所有者等に対して車両の移動等を命じる。また、所有者が不在時等の場合はその道路管理者自らが移動することができる。

## 第4章 被災者への支援

### 第1節 帰宅困難者対策

区は、降雪により鉄道、バス等が運行を停止し、駅、バスターミナル等に帰宅困難者が発生した場合、交通機関と連携して駅周辺の公共施設に一時滞在場所を開設し、収容する。

また、道路上で長時間、停止している車両の運転者、バスの乗客等を一時滞在場所に誘導する。

一時滞在場所では、状況に応じて災害備蓄品等の提供を行う。

### 第2節 避難所の開設

区は、降雪時により生活支障が予想される場合は、必要に応じて公共施設に避難所<sup>※</sup>を開設し、避難の意向をもつ区民を収容する。また、新型コロナウイルス感染症について感染者増加やクラスター発生を防止するため、運営に当たっては、予め決められた感染症拡大防止のための運営ルールに則り対策を講じる。

※避難所については、地区センターを含めた地域コミュニティ施設とする。

### 第3節 避難行動要支援者の安否確認

区は、相当な積雪により生活支障が生じる状況となった場合は、戸建て住宅に居住する避難行動要支援者等の安否を確認し、必要な支援を行う。

# 第3部 火山噴火対策

第1編  
総則

第1部

第2編  
震災編

第2部

第3部

第3編  
風水害編

第1部

第2部

第4編  
その他災害編

第1部

第2部

第3部



# 第1章 情報の収集・伝達

## 第1節 火山情報の収集

区域においては、火山噴火現象により人命に影響を及ぼす可能性はないと考えられるが、風向きによっては、降灰によって区民等の生活に影響が及ぶことが想定される。

そのため、区は、富士山及び浅間山ほか、区に影響の及ぶおそれのある火山が噴火した場合は、気象庁の発表する火山警報等の情報を収集する。

特に、降灰については、降灰予報及び風向き等の情報を収集する。

### ■気象庁が発表する火山に関する情報

情報名	概要
噴火警報 火口周辺警報 噴火予報	噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」を明示して発表される。また、噴火警報を解除する場合等には火口周辺警報、噴火予報が発表される。噴火警戒レベルが運用されている火山では、各火山防災協議会で合意された避難計画の避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁が噴火警戒レベルを付して、噴火警報・予報を発表する。
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項について、必要に応じて解説情報が発表される。
噴火に関する火山観測報	噴火発生時に、発生時刻や噴煙高度等を発表する。
降灰予報	一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する。 ○発表基準 噴煙の高さが概ね3千メートル以上、又は噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に発表 ○内容 噴火発生から概ね6時間後までに降灰が予想される地域 ○発表時期 第1報は噴火の概ね30～40分後。噴火の様態や継続状況等を観測して必要に応じて第2報を発表し、その後も噴火が継続した場合は必要に応じて発表する。
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

## 第2節 降灰状況の報告

区は、降灰状況を調査し、都に報告する。都及び各県から収集された降灰の状況は、気象庁でとりまとめられ火山活動解説資料として公表される。

## 第3節 区民への広報

### 1 区

区は、降灰予報等により区に降灰のおそれがある場合は、防災行政無線、広報車、区公式ホームページ・区公式ツイッター・区公式フェイスブック・区防災行政無線確認用アプリ、葛飾安全・安心情報メール等により、降灰の予想、外出、健康被害防止等への注意喚起について区民に周知する。

### 2 警察

警視庁は、火山活動に関する重要な情報について、気象庁、都本部、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに警察署等を通じて、区民に周知する。

### 3 消防

東京消防庁は、火山活動に関する重要な情報について、都本部等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに消防署等に一斉通報し、各消防署等は、区民に周知する。

## 第4節 被害状況調査

区及び防災関係機関は、降灰による被害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速、的確に把握し、あらかじめ定められた伝達システムにより、都等に報告する。

## 第2章 降灰対策

### 第1節 警備、交通規制

降灰による様々な都市機能の低下による社会的混乱や、視界不良等による交通の混乱が発生することが想定される。このため、警察署は、犯罪の予防、取り締まり、交通規制等を行う。

### 第2節 交通機関の応急・復旧対策

道路管理者及び鉄道事業者は、降灰により、施設が被害を受けた場合、速やかに被害を調査し関係機関に周知するとともに、降灰による事故車両や放置車両の撤去等の道路啓開作業を行い、速やかな復旧を図る。

### 第3節 ライフライン機関等の応急・復旧対策

ライフライン機関は、それぞれの活動体制を確立し、機能の維持のため応急対策活動を実施する。また、被害状況や復旧見込みに関する情報発信の方法を検討するように努める。

### 第4節 宅地等の降灰対策

火山噴火による降灰が長期化し、宅地等に堆積した場合は、次の対策について検討する。

なお、火山灰の収集は、土地の所有者又は管理者が行うものとする。ただし、宅地への降灰で区民の対応が困難な場合は、区が対応する。

降灰対策に関する各機関の対応は、次のとおりである。

区	<p>宅地の降灰について、以下の対策を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 降灰予報やその他火山情報の把握</li> <li>② 宅地の降灰運搬</li> <li>③ 収集した降灰の処分</li> <li>④ 測定機器の設置・測定</li> <li>⑤ 被害額の算定・報告</li> </ol>
都（都市整備局）	降灰予報やその他火山情報の把握や測定機器の設置、測定手法、被害額の算定等について指導を行うとともに、国に対して被害状況や被害額等の報告・進達を行う。
国土交通省（都市・地域整備局）	都及び区市町村からの降灰による宅地・公園等の被害状況等の報告に基づいて、復旧対策の助成措置等を講ずる。

## 第5節 火山灰の収集及び処分

### 1 火山灰の収集・運搬

火山灰の収集・運搬の原則は、次のとおりである。

- (1) 火山灰の収集は、原則として、土地所有者又は管理者が行う。
- (2) 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないよう努める。
- (3) 宅地等に降った火山灰の運搬については、区が行う。
- (4) 宅地以外に降った火山灰の収集・運搬は、各施設管理者が行う。

### 2 火山灰の処分・最終処分場の確保

除去した火山灰を、一時的に保管する仮置き場や最終処分場所については、選定方針や候補地を事前に検討するように努める。

また、火山灰の処分の方法については、都及び関係機関との検討を踏まえ、決定する。

## 第6節 その他の対応

区は、降灰の被害状況に対応して、避難、応急医療救護等、必要な対策を実施する。

※対策の詳細は、震災編に準拠する。